

公益社団法人全日本不動産協会 役員の報酬等に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全日本不動産協会（以下、「本会」という。）の定款第37条の規定に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (2) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (3) 外部理事とは、非常勤理事のうち、会員以外の者から選任された理事で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人法」という。）第5条第15号に規定された要件をすべて満たす者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益法人法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（日当及び宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

第2章 報 酬

(種類)

第3条 常勤理事に対しては、費用を支給するほか、報酬として基本給を支給する。

- 2 外部理事に対しては、費用を支給するほか、総会において定める額の範囲内で、理事会において別に定める年間報酬額の1/2分の1の額を月額報酬として支給することができる。

(基本給)

第4条 常勤理事に対して支給する基本給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第11号に規定する指定職俸給表の1号俸が適用される職員が受ける年間給与の範囲内の額を年額とし、当該年額の1/2分の1の額をもって基本給の月額とする。

(通勤手当)

第5条 報酬のうち通勤手当は、交通機関を利用して通勤する常勤理事に対し、1か月定期券(回数券を含む。)の購入費に相当する金額をもって支給する。ただし、購入月額が非課税額を超える場合には、その超える額の2分の1を限度として加算して支給する。

(支給日)

第6条 常勤理事及び外部理事に対する報酬の支給日は、毎月25日(25日が休日に当たるときは、その前日以前の直近の平日)とする。

(支給方法)

第7条 報酬は、法令に基づき当該役員の報酬から控除すべきものの額を控除し、その残額を通貨で、直接又は銀行振込により本人に支給する。

第3章 退職金

(退職金の支給)

第8条 常勤理事が退職し、解任され、又は死亡したときは、退職金を支給する。

(退職金の額)

第9条 退職金の額は、常勤理事が退職し、解任され、又は死亡した日における当該理事の基本給の月額に1.5以下の数を乗じて得た額に、当該理事の在職年数(常勤の理事としての在職年数に限る。)を乗じて得た額とする。

2 前項の在職年数に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

(支給方法)

第10条 退職金は、法令に基づき当該常勤理事の退職金から控除すべきものの額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその相続人に支給する。

2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、速やかに支給する。

第4章 雑則

(監事に対する適用)

第11条 この規則は、監事の協議により、この規則を定款第37条第2項に規定する監事に対する報酬等の支給の基準とする旨を定めたときは、同項に規定する監事に対する報酬等の支給基準とする。

2 前項の場合、この規則中「理事」とあるのは「監事」と読み替える。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 常勤役員給与規程（平成17年5月12日理事会承認）及び常勤役員退職金支給規程（平成17年5月12日理事会承認）は、この規則の施行の日に廃止する。
- 3 外部理事を除く役員に対しては、第3条及び第8条の規定にかかわらず、当分の間、報酬等を支給しないものとする。
- 4 令和7年3月14日理事会決議に基づき一部を改正し、令和7年4月1日より施行する。